

十一

利率の経過

年〇・九パーセント

年〇・九パーセントは、

算出した金額を第十八号に規定する。算出した金額を第十八号に規定する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三

初期利子

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期にお

十五

償還金額

平成二十四年十二月二十日

十六

償還金額

日本銀行

十七

払込場所

平成十五年一月三十日

十八

払込期日